ご自身の状況を入力すると、

必要なお手続きを判定して

表示します。

ぜひご活用ください！

大阪府ホームページに、

「財形貯蓄退職手続きチェックシート」を掲載しました！

退職される方の財形貯蓄に関する手続きについて

大阪府ＨＰはこちら

大阪府ＨＰはこちら

大阪府ＨＰ　教育庁福利課　健康福祉グループ「財形貯蓄に関する業務」<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180120/fukuri/zaikei/index.html>

QＲコード

検索エンジン（Google・Yahoo!など）で

**「大阪府　財形貯蓄」**と検索してもアクセスできます。

目　次

（キーボードのctrlキーを押しながらクリックしてください。）

|  |  |
| --- | --- |
| [財形手続き簡易フローチャート](#財形手続き簡易フローチャート) | ・・・・・・・・２ページ |
| [注意事項（必ずご確認ください！）](#注意事項（必ずご確認ください！）) | ・・・・・・・・３ページ |
| [１　財形貯蓄を解約する場合](#財形貯蓄を解約する場合) | ・・・・・・・・４ページ |
| [２　財形貯蓄を解約しない場合](#財形貯蓄を解約しない場合) | ・・・・・・５～６ページ |
| [Ⅰ　年金財形貯蓄加入者で受給資格がある場合](#年金財形貯蓄受給資格がある場合) | ・・・・・・５～６ページ |
| [Ⅱ　住宅財形加入者で退職後に住宅取得等予定がある場合](#住宅財形貯蓄加入者で退職後に住宅取得等予定がある場合) | ・・・・・・・・６ページ |
| [Ⅲ　退職後、貯蓄として保有する場合](#退職後、貯蓄として保有する場合) | ・・・・・・・・６ページ |
| [３　退職後、再就職先で財形貯蓄を継続する場合](#退職後、再就職先で財形貯蓄を継続する場合) | ・・・・・・・・６ページ |
| [４　大阪府の再任用職員（短時間含む）としての採用が未定の場合](#大阪府の再任用職員（短時間含む）としての採用が未定の場合) | ・・・・・・・・７ページ |
| [５　大阪府の再任用職員（短時間含む）として採用後、](#大阪府の再任用職員（短時間含む）として採用後、引き続き財形)[引き続き財形貯蓄を継続する場合](#大阪府の再任用職員（短時間含む）として採用後、引き続き財形) | ・・・・・・７～８ページ |
| [６　氏名変更・解約時に証書等の送付が必要な金融機関等](#氏名変更・解約時に証書等の送付が必要な金融機関等) | ・・・・・・・・８ページ |
| [７　財形貯蓄に関するお問い合わせ先・書類の提出先](#財形貯蓄に関するお問い合わせ先・書類の提出先) | ・・・・・・・・９ページ |
| [８　金融機関問い合わせ先一覧](#金融機関問い合わせ先一覧) | ・・・・１０～１１ページ |

財形手続き簡易フローチャート　次の図から、該当する目次をご確認ください。

[目次４へ](#大阪府の再任用職員（短時間含む）としての採用が未定の場合)

大阪府に採用

(賃金の支払い者が大阪府となる。)　　　　　されない

される（予定）

臨時的任用職員・非常勤嘱託員として採用される場合

・・・・継続できません

新就職先での財形貯蓄の手続きについて・・・[目次３へ](#退職後、再就職先で財形貯蓄を継続する場合)

財形を継続

する　　　　　　しない

[目次１](#財形貯蓄を解約する場合)・目次[２へ](#財形貯蓄を解約しない場合)

[目次５へ](#大阪府の再任用職員（短時間含む）として採用後、引き続き財形)

再就職を

　しない

する

解約する場合・・・・[目次１へ](#財形貯蓄を解約する場合)

解約しない場合・・・[目次２へ](#財形貯蓄を解約しない場合)

再任用職員

　　　　　　　　　である

ではない

◎退職後の財形貯蓄について

退職後に個人で積立を継続することはできません。ただし、解約をせず貯蓄として保有することが可能な場合があります。詳細については、直接、契約金融機関にお問い合わせください。

また、退職後の諸手続きについては、契約金融機関と加入職員の間で直接行ってください。

**年金財形について**

退職後に積立終了日を迎えると、課税扱いになる等の不利益が生じますので、手続きが必要です。

［**目次２.財形貯蓄を解約しない場合 Ⅰ（３）注意事項を参照**］

採用が未定の場合

注意事項（必ずご確認ください！）

　退職までの間の諸手続き

* 変更、払戻にかかる証明書・契約証書等の添付書類、「財形年金貯蓄者の退職等申告書」については、

直接、各契約金融機関へご提出ください。

* 住宅財形貯蓄の目的による払戻（払戻及び解約）の必要書類を提出する時には、大阪府HP又はグループウェアより印刷いただいた『手続方法と商品案内』（以下「案内」という。）内の「住宅財形貯蓄払戻にかかる必要書類送付書（様式１）」を添付してください。
* 住所、氏名、届出印等の変更が生じた場合は、速やかに申請してください。

大阪府に在職中は、変更や解約の各申請書類は、福利課を経由して提出する必要があります。

* + 積立中断中や、年金財形の積立終了後であっても、手続きが必要です。

速やかに「財産形成貯蓄変更申込書」により、所属を通じて福利課に申請してください。

* 退職後の申請は、契約金融機関へお問い合わせください（「案内」契約金融機関一覧 参照）。
* 申請用紙を記入訂正した場合は、必ず二重線で抹消し、訂正印として届出印を押印してください。
* 年金及び住宅財形の非課税限度額、住所、氏名を変更する場合は、変更申込書右下の「異動申告書」の署名と、住所及び該当する変更事項について（変更前/変更後）の記入又は入力（印字）が必要です。
* 住所、氏名変更 ⇒ 上記の箇所とあわせて「異動の生じた日」の記入又は入力（印字）も必要です。
* 非課税限度額変更 ⇒ 金融機関用２枚目にも署名、押印が必要です。
* 年金及び住宅財形を解約する場合は、申込書右下部の「廃止申告書」への署名と、住所及び解約する内容（最高限度額、金融機関名など）の記入又は印字が必要です。

　年金財形を受給するには

* 受給資格条件：『退職時の年齢が55歳以上』かつ『積立期間（５年以上）満了していること』

　非課税限度額の管理（住宅・年金財形）

* 貯蓄残高が非課税限度額を超えないよう、加入職員自身で管理してください。

１．財形貯蓄を解約する場合

以下に該当しない場合は、解約手続きが必要です。

→目次[「２．財形貯蓄を解約しない場合」](#財形貯蓄を解約しない場合)

[「３．退職後、再就職先で財形貯蓄を継続する場合」](#退職後、再就職先で財形貯蓄を継続する場合)

[「５．大阪府の再任用職員（短時間含む）として採用後、引き続き財形貯蓄を継続する場合」](#大阪府の再任用職員（短時間含む）として採用後、引き続き財形)

（１）手続き

* 在職中、下記提出締切までに「財形貯蓄払戻請求書」により「解約」申請をしてください。
* 退職後、個人で積立を継続することはできません。ただし、解約をせず貯蓄として保有することが可能

な場合もありますので、ご希望の場合は各契約金融機関に直接お問い合わせください。

* 退職後に解約等をする場合は、令和７年５月以降に契約金融機関で直接手続をしてください。

（２）提出締切

* 退職までの間、毎月25日福利課必着でご提出ください。※土日にあたる場合は前後します。

令和６年度末退職予定者の最終締切：　令和７年３月25日(火)福利課必着

* ３月給与まで控除希望の場合は、令和７年２月28日(金)以降に福利課へご提出ください。

（３）受取方法及び受取期日

* 払戻金は、書類内容に不備がなければ解約を申請した月の翌月中に加入職員の指定口座に振り込まれます。詳しい払戻日程については、各契約金融機関にお問い合わせください。
* 住宅財形貯蓄の目的解約（住宅購入、増改築等の為の払戻）の場合は、加入職員が直接契約金融機関に必要添付書類を提出した後、指定口座に振り込まれます。
* 住宅財形貯蓄の住宅購入目的等の一部払戻、解約をする場合の手続き等については、事前に契約金融機関にご確認ください。
* 必要添付書類の提出時には、「住宅財形貯蓄払戻にかかる必要書類送付書（様式１）」を添付してください。
* 詳しい期日などは、各契約金融機関にお問い合わせください。

（４）注意事項

* 年金財形貯蓄の解約については、全て「目的外」の解約となり、利子が課税扱いとなります。

受給資格条件を満たしている加入職員については、解約せず、受給手続きをおとりください。

Ｐ４[「２．財形貯蓄を解約しない場合」](#財形貯蓄を解約しない場合)参照）

* 金融機関等によっては、解約時に「契約証書」等の提出を求められる場合があります。
* Ｐ７[「６．氏名変更・解約時に証書等の送付が必要な金融機関等」](#氏名変更・解約時に証書等の送付が必要な金融機関等)参照）

なお、「契約証書」等は、福利課経由では提出できません。詳しくは契約金融機関にご確認ください。

* ゆうちょ銀行の場合、解約・払戻の申込手続きの後、別途払戻の手続きが必要になります。

「保管証」「届出印」及び「身分証明書」を持参のうえ、ゆうちょ銀行（郵便局貯金窓口）の指示に従っ

てください。〔解約・払戻金の振込先は、ゆうちょ銀行の口座（加入職員名義の口座に限る）のみ指定可

能です。（「案内」の商品内容記載事項参照）

２．財形貯蓄を解約しない場合

Ⅰ　年金財形貯蓄加入者で、受給資格がある場合

（１）受給資格条件

 　退職時の年齢が55歳以上で、かつ積立期間（５年以上）が満了している者

 受給資格のない方は解約（遡及課税）となります。Ｐ３「[１．財形貯蓄を解約する場合](#財形貯蓄を解約する場合)」をお読みください。

（２）受給手続にかかる提出書類

* 「財形年金貯蓄の非課税適用確認申告書」

提出期限 ― 積立終了日から２ケ月以内かつ年金支払開始日の前日

　　　　　　　　　　提出が遅れると、年金財形が「課税」扱いになってしまいます。ご注意ください。

提出方法 ― 加入職員が必要事項を記入のうえ、福利課または直接契約金融機関へ送付

注 意 点 ― 勤務先の名称及び所在地：「所属名」と「所属の住所」を記入

賃金の支払者の名称及び所在地については、ご自身の源泉徴収票に記載されている

「名称」及び「所在地」を記入

法人番号：「4000020270008」（13桁）を記入

* 契約金融機関から提出方法や記入方法について指示がある場合は、その指示に従ってください。
* 用紙は契約金融機関から送付されます。

手元にない場合は、契約金融機関から各自で取り寄せてください。

* 「財形年金貯蓄者の退職等申告書」

提出期限 ― 退職後、速やかに

提出方法 ― 加入職員が、直接契約金融機関に提出

* 用紙は各契約金融機関から送付されます。

 手元にない場合は、契約金融機関から各自で取り寄せてください。

（３）注意事項（積立終了日の取扱い）

* 年金財形受給資格条件を満たしている方で、積立終了日が令和７年４月以降になっている場合は、契約金融機関に、積立終了日を令和６年度内に短縮できるかご確認ください。

退職までに積立終了しなければ、課税扱いとなります。

* 上記短縮が可能な場合は、「財産形成貯蓄変更申込書」により、積立終了日を令和７年３月以前の日付に変更してください。積立終了日について、「給与支給日」か「積立終了日の属する月の末日」とするかは、金融機関によって取扱いが異なります。契約金融機関の商品内容をご確認ください。
* 「財産形成貯蓄変更申込書」提出締切：　変更後の積立終了日の前月の25日福利課必着

例：積立終了日を令和７年３月17日に変更⇒【提出締切日】令和７年２月25日福利課必着

* + 金融機関によっては、早めにお手続きが必要な場合もありますので、必ず契約金融機関に提出日程等を

確認のうえ、書類の作成・提出をお願いいたします。

* ゆうちょ銀行については、12月16日までに、福利課へ「財産形成貯蓄変更申込書」提出がない場合、積立終了日変更ができない場合があります。詳しくは、直接ゆうちょ銀行大阪東店までお問い合わせください。
* すでに年金財形の積立を終了されている方、積立終了日を迎えていないが再就職先で財形貯蓄積立継続を希望される方は、解約手続及び積立終了日変更の必要はありません。

（４）その他

* 年金の受取方法等、その他具体的な手続きについては、加入職員が直接、金融機関にご確認ください。

Ⅱ 住宅財形貯蓄加入者で退職後に住宅取得等予定がある場合

* 退職時点で、手続きの必要はありません。
* ただし、退職後から住宅取得日までに期限が設けられているなど、非課税適用を受けられる期限や条件、目的外解約となった場合の遡及課税等については商品によって異なります。詳しくは、各契約金融機関に直接お問い合わせください。

Ⅲ　退職後、貯蓄として保有する場合

* 退職時点で、手続きの必要はありません。
* 貯蓄として保有可能な場合の条件・取扱いについての詳細は、契約金融機関に直接お問い合わせください。
* 退職後の諸手続きに関しては、各契約金融機関と直接行ってください。ただし、大阪府が提出する「退職等に関する通知書」（４月中旬頃各金融機関等へ送付予定）により、各契約金融機関が加入者の退職を確認後、手続きが可能となりますのでご注意ください。

３．退職後、再就職先で財形貯蓄を継続する場合

* 退職時の手続きは必要ありませんので、再就職先で財形貯蓄の移管手続きを行ってください。
* 継続を希望しない場合は、[「１．財形貯蓄を解約する場合」](#財形貯蓄を解約する場合)又は[「２．財形貯蓄を解約しない場合」](#財形貯蓄を解約しない場合)の手続きを行ってください。

【継続の条件】

①再就職先で財形貯蓄（一般・年金・住宅）が取り扱われていること。

②退職の日から２年以内に再就職先の規程に従い、所定の手続きを行うこと。

４.大阪府の再任用職員（短時間含む）としての採用が未定の場合

（１）一般財形及び住宅財形の加入者

* 継続を希望しない場合は、Ｐ３[「１．財形貯蓄を解約する場合」](#財形貯蓄を解約する場合)の手続きを行ってください。
* 継続を希望する場合は、特に手続きの必要はありません。

（２）年金財形の加入者（積立終了日の取扱い）

パターン１　[受給資格条件](#年金財形貯蓄受給資格がある場合)を満たしており、かつ積立終了日が令和７年４月以降の場合

→・積立終了日を令和６年度内に短縮できるか各契約金融機関にご確認ください。

・短縮が可能な場合は「財産形成貯蓄変更申込書」により、積立終了日を令和７年３月以前の日付に変更

してください。

積立終了日指定を「給与支給日」か「積立終了日の属する月の末日」とするかは、各契約金融機関に

よって取扱いが異なります。「案内」の各契約金融機関の商品内容ページ参照

パターン２　[受給資格条件](#年金財形貯蓄受給資格がある場合)を満たしていない場合

→・特に手続きの必要はありません。

・ただし、受給資格を満たすまでは、再任用職員採用後の積立の継続が必要です。

パターン３　[受給資格条件](#年金財形貯蓄受給資格がある場合)を満たしており、かつ積立終了日が令和７年３月以前の場合

　 →・特に手続きの必要はありません。

【パターン１・２に関する注意事項】

積立終了日を短縮変更しないまま再任用不採用が決定（パターン１）、受給資格条件を満たさぬまま再任用不採用が決定（パターン２）し、退職日を迎えた場合、一時的に積立の中断状態となります。

その後、再就職されず財形貯蓄の積立継続再開を行わないまま積立終了日を迎える、もしくは中断期間が２年超過すると、目的外の解約をすることとなり、年金財形が課税扱いの対象となります。

※採用決定し、財形貯蓄の積立継続のため積立終了日を延長変更する場合は、[「５．大阪府の再任用職員（短時間含む）として採用後、引き続き財形貯蓄を継続する場合」](#大阪府の再任用職員（短時間含む）として採用後、引き続き財形)を参照

５．大阪府の再任用職員（短時間含む）として採用後、

引き続き財形貯蓄を継続する場合

（１）一般財形及び住宅財形加入者

特に手続きの必要はありません。

（２）年金財形加入者

* 積立終了日が令和７年３月31日以前になっている場合、下記のとおり積立終了日延長の申請が必要です。
* 「財産形成貯蓄変更申込書」の提出締切（毎月25日）　※土日にあたる場合は前後します。

・積立終了日が令和７年３月以降の場合：　令和７年２月25日(火)福利課必着

・積立終了日が令和７年２月以前の場合：　積立終了日の前月の25日福利課必着

※ 変更後の積立終了日は、再任用期間の最後の給料日を限度とします。

※ 非課税限度額に余裕がある場合のみに限ります。

※ すでに積立終了日を過ぎている場合は、変更（延長）できません。

※ 積立終了日の延長ができない場合や、積立終了日の変更に併せて受取開始日等契約内容の変更が必要な

場合もあります。あらかじめ各契約金融機関にお問い合わせください。

※ すでに年金財形の受給資格を有している場合であれば、必ずしも積立を継続する必要はありません。

（３）積立額について（全財形共通）

* 積立額は退職前と同額になります（給与、期末勤勉手当等から積立額が控除できない場合、積立は自動的に中断となります）。
* 積立額変更を希望する場合は、毎年５月の新規募集及び積立額変更受付期間内に、積立額変更の申請を行ってください。（ただし、積立額が実際に変更されるのは９月給与分からとなります。）なおその際、一般財形以外の新規加入はできません。
	+ 積立継続しない場合は、Ｐ３[「１．財形貯蓄を解約する場合」](#財形貯蓄を解約する場合)又はＰ４[「２．財形貯蓄を解約しない場合」](#財形貯蓄を解約しない場合)の手続きを行ってください。

（４）その他

* 積立期間を延長した後、再任用職員として勤務せず退職することになった場合、速やかにＰ８[「７. 財形貯蓄に関するお問い合わせ先・書類の提出先」](#財形貯蓄に関するお問い合わせ先・書類の提出先)までご連絡ください。

６．氏名変更・解約時に証書等の送付が必要な金融機関等

* 氏名変更・解約の手続きを行う際、契約金融機関から証書等が発行されている場合は、直接、金融機関への提出が必要となります。（変更申込書又は払戻請求書のみ、福利課経由で契約金融機関等へ提出します。）
* なお、証書等を直接提出いただく際は、変更申込書または払戻請求書の金融機関用コピーを添付いただくようお願いします。（※各学校にて変更申込書または払戻請求書に受付印押印の後、当該申込書または請求書の金融機関用のコピーをおとりください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関商品ＣＤ | 金融機関名 | 備　考 |
| 0304 | 関西みらい銀行（旧：近畿大阪銀行） | 証書が発行されている場合、要送付。 |
| 0309 | 関西みらい銀行（旧：関西アーバン銀行） |  |
| 0411 | みなと銀行 |  |
| 0501 | 大阪信用金庫 |  |
| 0507 | 北おおさか信用金庫（旧：摂津水都信用金庫） | 旧：十三信用金庫は不要直接金融機関へご確認ください。 |
| 0701 | 大阪府信用農業協同組合連合会 | 発行していない場合が有 |
| 1201 | 日本生命保険 |  |
| 1210 | 富国生命保険 |  |
| 1213 | 大樹生命保険 | 解約時のみ |
| 1214 | 住友生命保険 |  |
| 1409 | 東京海上日動火災保険 |  |
| 1417 | 損害保険ジャパン日本興亜 |  |

* + 証書等が金融機関等に到着しない限り、手続きが開始されません。ご注意ください。
	+ 氏名変更・解約時以外にも証書等が必要とされる場合がありますので、商品内容記載事項をご確認のうえ、お手続きください。

７．財形貯蓄に関するお問い合わせ先・書類の提出先

（１）提出先　〒540-8571（大阪府庁専用郵便番号住所不要）

大阪市中央区大手前２丁目（大阪府庁別館３階）

　　　　　 大阪府教育庁教職員室福利課　健康・福祉グループ

　　　　　　 直通：06-6941-2866　代表：06-6941-0351（内線3478）

（２）福利課提出締切　　毎月25日（12月のみ15日）必着　※土日にあたる場合は前後します。

（３）その他

・各学校の取りまとめ担当者経由で書類をご提出ください（送付書は廃止になっています）。

・令和３年度より財形貯蓄の用紙は、複写用紙からExcel版申請用紙へと変更になりました。

ただし、従来の複写用紙による申請についても、受付いたします。

・Excel版申請用紙はこちら：<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukuri/zaikei/index.html>

　　　　　　　　　　（福利課 事業一覧ページの「財形貯蓄に関する業務」に掲載しています。）

**QRコード**

　　　　検索エンジン大阪府　福利課　財形貯蓄に関する業務　検索 クリック

注意

Excel版申請用紙で申請用紙を作成いただくと、入力内容が印字された状態で印刷することができますが、

氏名自署・届出印押印欄がございますので、お忘れのないようお願いします。

作成後、用紙右上の所属受付印を押印のうえ、ご提出ください。

８．金融機関問い合わせ先一覧

